

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン対策税制）	
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） タックスヘイブン対策税制とは、日本企業が軽課税国において、実体のない子会社を用いて意図的に租税回避を行うことを防止する制度。</p> <p>・ 特例措置の内容 海外から我が国への資金還流を促進していく観点から、我が国企業の海外展開を円滑化するため、タックスヘイブン対策税制について以下の所要の措置を講ずる。</p> <p>①完全支配関係を有するグループ内の組織再編にかかる株式譲渡等について、その損益に対する課税を繰り延べる。 ②合併後の配当にかかる二重課税を排除するため、適格合併において被合併法人が有する特定課税対象金額を合併法人へ引継ぐ。 ③タックスヘイブン対策税制の適用該否の判定方法を統一し、所在地国に関わらず、租税負担割合に基づいて判定する。</p>	
関係条文	租税特別措置法66の6～9、施行令39の14～20等	
減収見込額	（初年度） — （ ） （平年度） — （ ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 人口減少や高齢化を背景に国内市場の成長が鈍化していく中、我が国企業が海外で稼いだ収益を国内に還流することで、我が国経済を活性化させていくことが重要となっており、そのためには、記録的な円高を逆に生かした M&amp;A による事業拡大を促進し、グローバル規模でのスケールメリットを最大限に活用できるような環境整備をすることが必要である。 このため、グローバル規模で事業活動を行う企業を買収するケース等、我が国企業の海外展開を円滑化し、海外から我が国への資金還流を促進していく観点から、タックスヘイブン対策税制の見直しを図る。</p> <p>（2）施策の必要性 我が国企業が、海外での効率的な事業拡大を目的として、グローバル規模で事業活動を行う企業をグループごと買収するケースが増加している。こうした買収対象企業グループでは、事業管理の観点から、タックスヘイブン国に子会社を設置し、その下に事業会社を設置していることが多い。 このような状況に対応し、我が国企業が、買収後に経営資源の再配置によるシナジー効果の確保やガバナンスの強化等を進め、国境を越えた一体的かつ効率的な経営を実現していくため、グループ内の企業を統廃合して組織再編を実施しようとする場合、以下のような問題が発生する。</p> <p>①組織再編を目的として株式譲渡等を行うと、そこで発生するキャピタルゲインがタックスヘイブン対策税制上の合算対象となり、日本企業に課税されることになる。 ②組織再編を目的としてタックスヘイブン国に所在する複数の子会社を合併させると、合併後の子会社からの配当に際して、消滅した子会社が過去に合算課税された分が引き継がれず、二重課税されることになる。</p>	

さらに、買収によりタックスヘイブン国に所在する子会社経由で資源権益を保有するに至った場合等、当該子会社が資源権益国において相当な租税負担をしているにも関わらず、「所得に対して課される税が存在しない国」に所在しているという理由だけで合算課税の対象となるという問題もある。

以上を踏まえ、海外での事業再編等、我が国企業の海外展開を円滑化し、海外から我が国への資金還流を促進していく観点から、タックスヘイブン対策税制について所要の見直しを実施する必要がある。

本要望に  
対応する  
縮減案

性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済政策
	政策の達成目標	我が国企業の海外展開の円滑化及び我が国への資金還流の促進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	我が国企業の海外展開の円滑化及び我が国への資金還流の促進
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	海外展開を進める我が国企業からの利用があると見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	我が国企業の海外展開の円滑化が図られ、我が国への資金還流の促進が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	タックスヘイブン対策税制の適正化であるため、税制による措置が適切。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成22年度税制改正において、適用除外基準の見直しやトリガー税率の引き下げを実施。</p>